

令和5年度 第1回 伊勢地域公共交通会議

日時 令和5年4月14日(金) 13:30～

場所 いせシティプラザ 2階 多目的ホール

事 項 書

1. 開 会

- ・新委員のご紹介(名簿参照)

2. 議 題

議案第1号 令和5年度 事業計画(案)について

議案第2号 令和5年度 事業収支予算(案)について

報告第1号 専門部会「夜間早朝交通対策部会」の協議経過について

3. そ の 他

4. 閉 会

[次回の会議予定について]

会議名: 令和5年度 第2回 伊勢地域公共交通会議

日 時: 令和5年6月20日(火) 午前10時～

伊勢地域公共交通会議名簿 (R5. 4. 14)

〔敬称略〕

組織・役職名等	氏名	
伊勢市 (伊勢市長)	鈴木 健一	
学識経験者 (名古屋大学大学院 環境学研究科教授)	加藤 博和	
学識経験者 (近畿大学工業高等専門学校 総合システム工学科教授)	中平 恭之	
市民代表	前田 世利子	
〃	五十子 桂子	
〃	西田 和之	
〃	島原 弥生	(新)
一般乗合旅客自動車運送事業者 (三重交通 (株) バス営業部部長 (乗合))	増田 浩士	
一般旅客自動車運送事業者 (三重県タクシー協会専務理事)	景山 和	
一般旅客自動車運送事業者 (三重県タクシー協会伊勢志摩支部長)	小崎 琢也	
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車運転者が組織する団体 (三交伊勢志摩交通労働組合 執行委員長)	松林 宏記	
鉄道事業者 (東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部)	渡邊 良成	
〃 (近畿日本鉄道株式会社 宇治山田駅長)	佐藤 守彦	
中部運輸局三重運輸支局 (首席運輸企画専門官)	前葉 光司	
三重県伊勢警察署 (交通第一課長)	藤田 卓文	(新)
三重県 (地域連携・交通部交通政策課長)	藤田 雄一	(新)
三重県 (伊勢建設事務所 総務・管理室管理課長)	近藤 桂子	(新)

令和5年度 事業計画（案）

1 コミュニティバス運行事業

(1) 伊勢市コミュニティバス運行〔おかげバス〕

①運行期間 : 令和5年4月1日～令和6年3月31日

②運行ルート : 全6路線

【環状線】【御菌線】【辻久留・藤里線】【東大淀・明野・小俣線】

【鹿海・朝熊線】【二見線】

③運行事業者 : 三重交通（株）

●令和5年4月1日に以下の路線をダイヤ改正

・環状線…バス停の名称を、「慶友病院」から「旧慶友病院」へ、「大世古」から「大世古（伊勢ひかり病院口）」へ変更

・辻久留・藤里線…「勢田町」バス停が行先に関わらず道路の両側で乗降ができるように時刻を追加

・二見線…「光の街西」バス停の新設

バス停の名称を「二見浦小学校前」から「二見郵便局北」へ、「二見浦小学校東」から「荘東」へ変更

●伊勢ひかり病院へのバス停設置の伴う路線の一部変更を検討

(路線バス(土路今一色線)変更と同時期の令和5年10月頃を予定)

・環状線…大世古～伊勢田中病院の間

・東大淀・明野・小俣線…高向北～宮町駅東口の間

(2) 伊勢市コミュニティバスデマンド運行

①運行期間 : 令和5年4月1日～令和6年3月31日

②運行ルート : 全3路線

【小俣・栗野デマンド（予約制）】〔栗野団地・植山方面、湯田・新村方面〕

【御菌・小木・田尻デマンド（予約制）】

【沼木デマンド（予約制）】

③運行事業者 : (株)三交タクシー

●令和5年4月1日に以下の路線をダイヤ改正

・小俣・栗野デマンド（予約制）

栗野団地・植山方面…「上野依」バス停の新設

(3) 広告協賛等の継続実施

《令和5年4月1日現在》

① 広告協賛

おかげバス 5企業（敬称略）

（ぎゅーとら、豚捨、へんばや商店、山本医院、三重交通）

② バス停副名称のネーミングライツ

5停留所の協賛の継続

〔おかげバス〕

明野（へんばや商店本店前）

小俣総合支所（ぎゅーとら 小俣店）

桧尻（ぎゅーとら ハイジー店）…〔路線バスと共通〕

〔三重交通 路線バス〕

桧尻（ぎゅーとら ハイジー店）…〔おかげバスと共通〕

伊勢警察前（ぎゅーとら ラブリー神田久志本店）

岩渕（日本公庫前）

令和6年度からの協賛企業を募集

2 沼木地区自主運行バス運行事業

沼木バス（定時定路線）

① 運行期間： 令和5年4月1日～令和6年3月31日

② 運行ルート：【神菌行き】、【南伊勢高校度会校舎前行き】

【度会方面行き】、【横輪口行き】、【床ノ木方面行き】

1日11便

③ 運行事業者：沼木まちづくり協議会

3 路線バス運行維持事業

廃止代替路線バス 伊勢玉城線の運行の継続

① 運行期間： 令和5年4月1日～令和6年3月31日

② 運行ルート：伊勢市駅前～田丸城跡（玉城町役場）～伊勢市駅前（A・B回り）

平日10便/日、土日祝8便/日

③ 運行事業者：三交伊勢志摩交通（株）

4 伊勢地域公共交通会議開催予定

(1) 伊勢地域公共交通会議

会議名	開催日時	内容
第1回	令和5年4月14日(金)	・事業計画、予算
第2回	令和5年6月20日(火)	・事業報告、決算(令和4年度) ・生活交通確保維持改善計画(フィーダー)(令和6年度) ・コミバスダイヤ改正(10月)について ・公共交通計画の作成について
第3回	令和5年10月	・公共交通計画の作成について
第4回	令和6年1月初旬	・事業評価(一次評価)

※その他必要に応じて随時開催します。

(2) 夜間早朝交通対策部会(専門部会)

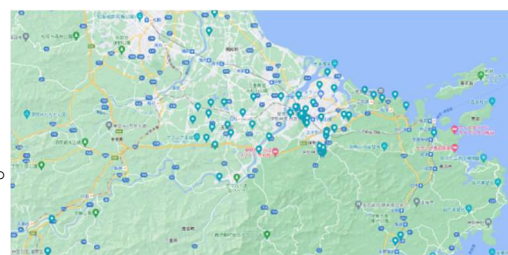
令和5年3月13日に、新型コロナウイルス感染症の影響もあり中断していた夜間早朝交通対策部会(第5回)を開催した。

今年度は、継続的な会議開催を行うとともに、三重県事業により伊勢地域のタクシーの稼働状況や利用ニーズの実態調査を行い、調査結果に基づいた実証実験の検討を行う。

5 広報事業

利用促進のPR

- ① 広報いせへの掲載、ケーブルテレビでの放映
- ② 「バスの乗り方&交通安全」教室の開催(対象:小学生・高齢者)
- ③ バスポスターコンクールの開催(対象:小学生(夏休みの課題))
 - ・最優秀賞受賞者は環状線の車内音声放送を依頼
- ④ 伊勢まつりでのPRブースを設置(今年度は10月7日(土)を予定)
- ⑤ おかげバスの乗車アンケートの実施(QRコード)
- ⑥ 伊勢市公共交通時刻表の発行、各戸配布(広報いせ6/1号と同時配布)
- ⑦ インターネットでの時刻表情報の提供(提供先:ジョルダン、ナビタイム、駅探、もくいく、駅すぱあと(YAHOO路線情報)、Googleマップ)
- ⑧ 定期券料金の見直しの検討
- ⑨ 利用促進策の実施
 - ・神宮摂社末社125社を公共交通機関や徒歩でめぐるマップの企画、作成し、利用促進を図る。(観光部局と連携)



議案第2号

令和5年度 事業収支予算(案)

(歳入)

(単位:円)

科目	本年度予算額 (A)	前年度 当初予算額 (B)	比較増減 (A-B)	摘要
負担金	3,117,000	2,850,000	267,000	市負担金
繰越金	1,000	74,000	△73,000	
雑収入	1,000	1,000	0	協賛金等
計	3,119,000	2,925,000	194,000	

(歳出)

(単位:円)

科目	本年度予算額 (C)	前年度 当初予算額 (D)	比較増減 (C-D)	摘要
事務費	20,000	20,000	0	振込手数料・一般郵送料等 20,000円
事業費	3,099,000	2,905,000	194,000	
消耗品費	197,000	218,000	△21,000	啓発物品購入 72,000円 ポスター展関連経費 125,000円
印刷製本費	2,777,000	2,162,000	615,000	伊勢市公共交通時刻表冊子印刷 2,777,000円
委託料	25,000	525,000	△500,000	三重県見える化事業バス情報変換作業委託料 25,000円
使用料	100,000	0	100,000	バスポスター展等会場使用料
計	3,119,000	2,925,000	194,000	

報告第1号

専門部会「夜間早朝交通対策部会」の協議経過について

伊勢地域公共交通会議の専門部会「夜間早朝交通対策部会」の会議概要について、別紙のとおり報告します。

第5回 夜間早朝交通対策部会

開催日時 令和5年3月13日（月）15時～17時

出席者 17名

結果概要 **別紙**のとおり

第5回 夜間早朝交通対策部会 議事概要

1 日時及び場所 令和5年3月13日(月)15時00分～17時00分
伊勢市役所 東館4階 4-3会議室

2 出席者 出席者 17名

3 内容

1)各委員からの近況報告

【三重県タクシー協会伊勢志摩支部】 コロナ前の稼働状況に近づいている。

【三重交通】 現状、コロナ前の収入ベースと比較して8割弱程度に戻っている。

外宮内宮線の早朝便は令和3年度から運行を開始した。

【フードサービス組合】 地元客はタクシー以外や代行運転の手段を利用する。観光客へは、特に駅から遠い宿泊施設利用の場合、タクシーを早めに呼ぶようにアドバイスしている。

【商工会議所】 タクシーの問題は以前に比べれば減ったが、観光客の戻りによる問題の再燃を懸念している。

【伊勢まちづくり】 今年度は県の委託事業として、観光型MaaSの取り組みを進め、内宮以外の外宮や河崎、二見エリアへの周遊を促した。

【伊勢旅館組合】 夜間のタクシーがつかまらないことが大きな課題であり、これまでの考え方にとらわれない方法でやっていくべき。

【二見旅館組合】 サンアリーナでのコンサートやその他イベント時は特にタクシーの手配が困難である。タクシーが足りない問題は、二見においては、ここ数年ではなく、10年くらい前から起きている問題である。

【観光協会】 伊勢なのに朝と夜に動けないというのはどうなのかという苦情があり、タクシー協会と観光協会の苦情の数が合わない。

【三重県タクシー協会】 タクシー会社としては、人手不足はもちろん、ドライバーの労働時間の問題があり、現状に対してご迷惑をおかけしている。

2)令和5年度におけるタクシー実態調査、補助事業などについて(三重県より)

【三重県】 利用者はもとより、需要があるのに利用されない、できないことも想定した丁寧な実態調査を実施する。まずは、通常時のタクシー台数や需要の実態調査を実施することとする。次にイベント時や繁忙期等の特殊な時期での調査を行う。実態調査を実施して得ら

れた知見から、実証事業を行いたい。

【二見旅館組合】早朝バスのこともアプリのことも全然知らなかった。

【三重県タクシー協会】計画されてできていたタクシー需要なのか突然現れた需要なのかでタクシー会社の対応も異なる。日時やタイミング等も細かく調査してほしい。

【観光協会】タクシー会社が電話に出ずに利用できなかった場合も需要であるので調査が必要。

3)AIオンデマンド乗合タクシーについて(Community Mobility 株式会社より)

- ・AIオンデマンドの社会動向
- ・オンデマンド相乗りサービス「mobi」の紹介について
- ・mobiの具体事例紹介（三重県 明和町）
- ・伊勢市での夜間帯のオンデマンド活用について

【フードサービス組合】観光利用を想定すると、明和町のような料金固定は難しい。

【mobi】1人1日利用1,000円以上は必要で、周遊チケットや飲食店との組み合わせチケットなどの併用が重要である。

【二見旅館組合】市民の日常利用ではない、観光利用に相乗りタクシーを使うというイメージが湧かない。

【mobi】平日は地元利用、休日は観光利用などでターゲットを絞ることが重要である。

【事務局】人流データに関して、夜間のタクシー車両にセンサーなどを取り付け、データを取ることは可能か。

【三重県タクシー協会】可能ではある。

【mobi】全体の人流データと車のデータを組み合わせて取ることができれば精度は高い。

【三重県タクシー協会】市民の足と観光客の足は分けて考えなければならない。

【三重県】県としてもデータのとり方などで協力をお願いしたい。

【部会長】地域住民の足を阻害してはならないので、そのあたりを分析して検討が必要である。

伊勢地域公共交通会議設置要綱

制定平成18年11月30日

(目的)

第1条 伊勢地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域公共交通会議として、伊勢地域全体としての整合性をとりながら、需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 形成計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 形成計画の実施に関する事項
- (3) 形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 交通会議の協議結果に基づく輸送サービスに係る路線の休廃止等に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成)

第3条 交通会議は、次に掲げる委員又は、組織を代表する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民代表
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車運転者が組織する団体
- (6) 鉄道事業者
- (7) 中部運輸局三重運輸支局
- (8) 三重県伊勢警察署
- (9) 三重県
- (10) 伊勢市
- (11) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に下記の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 監事 2名

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長は、伊勢市長とする。

4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

5 会長に事故がある場合には、副会長がその職務を代理する。

6 交通会議は会長が必要に応じて召集する。

7 委員は委任状により代理者を出席させることができる。

8 交通会議は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

9 交通会議は原則として公開とする。

10 会議の議決の方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合において多数決とする。

11 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

12 交通会議の庶務は、伊勢市都市整備部交通政策課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第7条 交通会議は、円滑な協議を行うため、幹事会を設置することができる。

2 幹事会は、会長が指名する者で構成する。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 交通会議は、地域の実情に即した課題や専門的な個別課題について協議するため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の委員は、第3条に規定する委員の中から、会長が指名する。

- 3 前項に掲げる委員のほか、交通会議が必要と認めた者を専門部会の委員とすることができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 5 専門部会において協議した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(会計)

第9条 交通会議の収入及び支出に関する必要事項は別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月30日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月17日)

この要綱は、平成20年3月17日から施行する。

附 則 (平成20年7月14日)

この要綱は、平成20年7月14日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月15日)

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

附 則 (平成25年6月12日)

この要綱は、平成25年6月12日から施行する。

附 則 (平成26年9月1日)

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月9日)

この要綱は、平成27年10月9日から施行し、改正後の第1条及び第2条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年12月15日)

この要綱は、平成29年12月15日から施行する。

附 則（令和2年1月21日）

この要綱は、令和2年1月21日から施行する。